



望楼からみた秋のパイロットフォレスト（北海道森林管理局）

## 2 国有林野の維持及び保存

## 2 国有林野の維持及び保存

### (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

#### ① 森林の巡視及び境界の保全

国有林野事業では、山火事や高山植物の盗採掘、ゴミの不法投棄等を防ぐため、地方自治体、警察、ボランティア団体、NPOなど地域の様々な関係者と連携を図りながら森林の巡視や清掃活動などを行っています。特に、7月を「『国民の森林』クリーン月間」として設定し、地域の関係者と連携した清掃活動（「国民の森林」クリーン活動）を全国的に実施しています。

また、世界自然遺産や日本百名山のように来訪者が集中し、植生の荒廃等が懸念される国有林野において、国民の皆さんから募集した「グリーン・サポート・スタッフ」(森林保護員)による巡視やマナーの啓発活動を行い、貴重な森林生態系の保全管理に取り組んでいます。

さらに、国有林野を適切に管理するため、民有林等との境界の巡視や点検等を計画的に行っています。

表 - 8 「国民の森林」クリーン活動の実施状況

	平成23年度	(参考)平成22年度
実施箇所数 (箇所)	152	168
参加者数 (人)	21,640	24,357

**事例** 森林クリーン作戦の実施

広島北部森林管理署では、山地美化や環境保全のため、「森林への不法投棄の撲滅」の重要性を広く国民の皆様にご存知いただく取組を実施しています。

平成23年度は森林ボランティア団体協力の下、クリーン作戦を3回実施し、人目につきにくい林道沿いに不法投棄された空き缶やドラム缶、トタンなどを回収しました。

(近畿中国森林管理局 広島北部森林管理署)



場 所：広島県三次市 みよし 大番山国有林ほか おおばんやま  
 説 明：写真は、森林ボランティア団体等による不法投棄回収の様子（左上、右上）と、回収したゴミを積込む職員（下）の様子です。

## ② 森林病虫害の防除

松くい虫の被害は、国有林野における病虫害の大半を占めていますが、昭和54年度の149千 $m^3$ をピークに減少傾向にあり、平成23年度の被害量は、24千 $m^3$ となりました。

森林管理署等では、被害の拡大を防ぎ、貴重なマツ林を保護するため、被害木を伐採して薬剤を散布する伐倒駆除等の被害対策を地方自治体や地域住民の皆さんと連携をとりながら進めています。

また、近年、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯損する「ナラ枯れ」が本州の日本海側を中心に発生しており、最近では、太平洋側でも被害が広がっています。平成23年度の国有林における被害量は27千 $m^3$ （対前年度比115%）となりました。

森林管理署等では、立木への薬剤注入や伐倒した後に薬剤でくん蒸するなどの駆除を実施しているほか、地方自治体が行う防除方法を確立するための実証試験に協力しました。

表 - 9 松くい虫被害の状況と対策

区 分		平成23年度	(参考)平成22年度
松くい虫被害量 (百 $m^3$ )		240	302
防 除	特別防除 (ha)	3,611	2,538
	地上散布 (ha)	1,768	1,754
駆 除	伐倒駆除 (百 $m^3$ )	176	323
	特別伐倒駆除 (百 $m^3$ )	74	53

- 注： 1 特別防除とは、空からヘリコプターを利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。  
 2 地上散布とは、地上から動力噴霧機等を利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。  
 3 伐倒駆除とは、被害木を伐り倒し、薬剤をかけたりくん蒸して、カミキリの幼虫を駆除すること。  
 4 特別伐倒駆除とは、被害木を伐り倒して、細かく砕いたり、燃やして、カミキリの幼虫を駆除すること。

### 事例 ナラ枯れ被害の防除対策と技術普及の取組

群馬県内では、平成22年度に初めてナラ枯れ被害の発生が確認されました。このため、利根沼田森林管理署では、民有林関係者との連携の下、被害状況の把握及び防除対策に取り組みました。

具体的には、群馬県林業試験場が行う林分状況調査、発生予察検証、くん蒸処理の試験等の実施にあたり、フィールドを提供するとともに、それらの調査・試験の成果に関する検討会等を開催し、関係者の知識・技術の普及を図りました。

(関東森林管理局 利根沼田森林管理署)



場 所：群馬県利根郡みなかみ町 まち ゆぶき 湯吹国有林  
 説 明：写真は、ナラ枯れ防除の現地検討会の様子（上）と、誘引トラップ（下）です。

### ③ 鳥獣被害の防除

近年、シカによる森林植生への食害やクマによる樹木の剥皮など、鳥獣による森林・林業被害が深刻化しています。

平成23年度には、8百haの国有林野で鳥獣被害が発生し、そのほとんどがシカ・クマによる被害でした。

国有林野事業では、被害箇所の回復措置や、防護柵の設置、野生鳥獣の生息環境整備などに取り組んでいます。

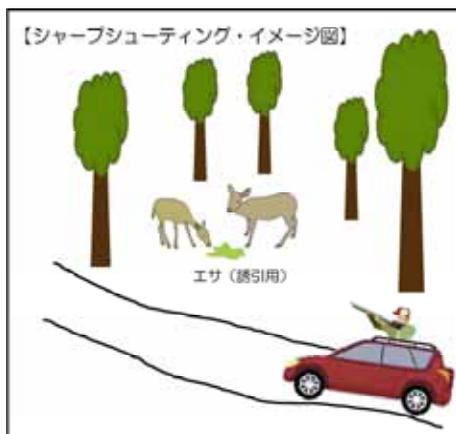
各森林管理局では、シカやクマ等野生鳥獣との共生を可能とする地域づくりに向け、地方自治体や学識経験者、NPO等と連携し、生息環境整備、個体数管理、被害箇所の回復措置等の対策を総合的に推進しています。

### 事例 富士山国有林におけるニホンジカ誘引捕獲の実施

静岡森林管理署は、富士宮市<sup>ふじのみや</sup>や静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター等で構成する「富士宮市鳥獣被害防止対策協議会」に参画し、富士山麓周辺に生息し、森林や下層植生に深刻な被害をもたらしているニホンジカの被害対策に取り組んでいます。

同協議会では、全国の国有林で初となる「ニホンジカの誘引捕獲（シャープシューティング<sup>注</sup>）」を富士山国有林内で実施し、計6回で73頭が捕獲されました。

（関東森林管理局 静岡森林管理署）



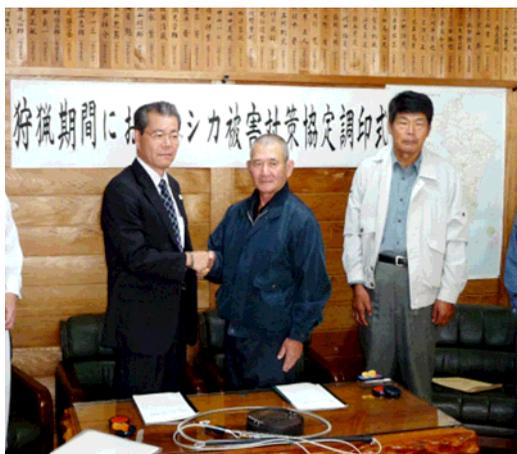
場 所：静岡県富士宮市 富士山国有林ほか  
 説 明：写真は、「富士宮市鳥獣被害防止対策協議会」の会議の様子（左上）、誘引用の餌を採食している2頭のニホンジカの様子（左下）で、図は、シャープ・シューティングのイメージ図（イラスト：（独）森林総合研究所）（右）です。

## 事例 鹿兒島森林管理署と猟友会によるシカ被害対策協定の締結

鹿兒島県の霧島山周辺においては、ニホンジカの生息数の増加に伴い、農林産物への被害のみならず、希少な植物が食害されるなど森林生態系にも大きな影響を与えています。

このため、平成23年11月、鹿兒島森林管理署は、地域と連携した被害対策に取り組むため、地元の吉松地区猟友会と「狩猟期間におけるシカ被害対策協定」を締結しました。同署では、「くくりわな」を猟友会に貸し出すとともに、協定の範囲内の国有林内への入林については入林届けを必要としないこと等とするので、霧島山周辺の国有林、隣接する民有林及び農地において、ニホンジカの捕獲を一層推進していくことにしています。

(九州森林管理局 鹿兒島森林管理署)



場 所：鹿兒島県鹿兒島市 鹿兒島森林管理署内（左）、鹿兒島県始良郡湧水町  
日添国有林（右上、右下）  
説 明：写真は、狩猟期間におけるシカ被害対策協定の調印式の様子（左）、くくり  
わな（右上）、くくりわな設置の様子（右下）です。

### 事例 ニホンジカの個体数管理における取組の推進

四国森林管理局では、ニホンジカによる農林業や自然植生への被害が深刻化していることから、関係自治体、地元関係者等と連携し、ニホンジカ被害の防除に取り組んでいます。

平成23年度からは、囲いわな、箱わなによる捕獲を開始し、27頭のニホンジカを捕獲しました。また、ニホンジカの移動経路など効果的な捕獲に必要なデータ等を収集しつつ、捕獲効率が高く簡易に設置可能な囲いわな等の開発にも取り組みました。

(四国森林管理局)



場 所：高知県香美市 <sup>かみ</sup>東 <sup>ひがしきさやま</sup>笹山国有林（左上）、高知県安芸郡北川村 <sup>あき</sup>大段 <sup>おおだんつづきやま</sup>続山国有林（左下）、高知県高知市 四国森林管理局内（右）

説 明：写真は、設置された箱わな（左上）、簡易に設置可能で安価なワナ（左下）、四国地域森林ニホンジカ対策連携連絡会（右）の様子です。

#### ④ 保安林の適切な管理

国有林野は、奥地脊梁山<sup>せきりょう</sup>地や水源地域に広く分布していることから、国土保全や水源涵<sup>かん</sup>養の上で重要な森林が多く存在しています。

このため、平成23年度末では、国有林野面積の91%に当たる690万haが保安林に指定されており、これは我が国の保安林全体の57%に当たります。

これらの保安林においては、伐採等の施業の制限がなされています。また、保安林としての機能の維持・向上のため、間伐や複層林への誘導等の森林整備を積極的に進めるとともに、効率的な管理に必要な路網の整備や、山腹崩壊防止などのため治山施設の設置を行っています。

表 - 10 保安林の現況

(単位：万ha、%)

保安林の種類	総面積	うち国有林野
水源かん養	910	568(62)
土砂流出防備	255	108(42)
土砂崩壊防備	6	2(33)
その他の保安林	109	47(44)
合計 [延面積]	1280	725(57)
[実面積]	1205	690(57)

- 注：1 平成23年度末現在の数値(見込み値)である。  
 2 国有林野の面積には、官行造林地を含まない。  
 3 ( ) 書は、総面積に占める国有林野面積の割合 (%) である。  
 4 「その他の保安林」は、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健及び風致である。  
 5 計の不一致は、四捨五入による。

### 事例 海岸林のマツ林再生と保安林機能の維持向上

西都児湯森林管理署管内にある蚊口浦国有林は、海岸線に位置しており、潮害防備・保健保安林に指定され、付近の民有林と併せて、地域住民の生活や福祉の向上に寄与しています。しかし、近年マツクイムシの被害等により保安林機能の低下が危惧されています。

このため、西都児湯森林管理署では高鍋町や新富町と連携し、林内清掃活動やマツクイムシ被害跡地への抵抗性マツの植え込みを行うなど保安林機能の維持・向上に取り組みました。

(九州森林管理局 西都児湯森林管理署)



場 所：宮崎県児湯郡高鍋町 蚊口浦国有林  
 説 明：写真は、地域住民等による清掃活動の様子（上）と、抵抗性マツの植え込みの様子（下）です。

## (2) 「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

### ① 「保護林」の設定及び保全・管理の推進

国有林野には、平成23年6月に新たに世界自然遺産に登録された小笠原諸島をはじめ、既に世界自然遺産として登録されている屋久島、白神山地、知床半島など、原始的な森林生態系や貴重な動植物種が生息・生育する森林が多く残されています。

国有林野事業では、大正4年に保護林制度を発足させ、こうした貴重な森林を「保護林」に設定し、その保全・管理に努めてきました。

平成23年度には、長野県松本市においてケショウヤナギ等の植物群落を保護するために「上高地ケショウヤナギ植物群落保護林」を新たに設定しました。また、沖縄県八重山郡やえやま竹富町たけとみちょうにおいて既設の「西表島いりおもてしま森林生態系保護地域」を拡張するなど、地域において特徴のある貴重な天然林など、11箇所において「保護林」を設定・変更しました。この結果、「保護林」面積は約1万1千ha増加し、91万5千haとなりました。

「保護林」設定後は、設定状況を客観的に把握するため、5年毎に森林や動物等の状況変化をモニタリング調査し、その結果を植生の保全・管理や区域の見直し等に役立てています。

また、これらの「保護林」の適切な保全・管理の一環として、植生の回復やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置、地域の関係者等との利用ルールの確立とその内容の普及も進めています。

表－1 1 平成23年度に新たに設定又は変更した保護林の概要

	名 称〔所在地〕	面積 (ha)	概 要
設定	安曇野まつかわ馬羅尾高原郷土の森 〔長野県北安曇郡松川村〕	7 (7)	奇怪な樹形の「あがりこサワラ」巨木林を郷土の象徴として保護する。
	上高地ケシヨウヤナギ植物群落保護林 〔長野県松本市〕	42 (42)	ケシヨウヤナギ群落を保護する。
	津志嶽シャクナゲ郷土の森 〔徳島県美馬郡つるぎ町〕	19 (19)	シャクナゲ群落等を保護する。
	鎗戸植物群落保護林 〔徳島県那賀郡那賀町〕	23 (23)	シコクシラベ・コメツガ・ウラジロモミ群落等を保護する。
	大石樫山植物群落保護林 〔大分県豊後大野市〕	18 (18)	アカガシ等の植物群落を保護する。
	国見山植物群落保護林 〔宮崎県西都市〕	8 (8)	アカガシ、コウヤマキ等の植物群落を保護する。
変更	チリチリ川植物群落保護林 〔北海道上磯郡知内町〕	138 (108)	ブナの植物群落を保護する。
	奥尻植物群落保護林 〔北海道奥尻郡奥尻町〕	2,285 (2,026)	離島のブナ林の北限として、植物群落を保護する。
	御岳特定地理等保護林 〔長野県木曾郡木曾町ほか〕	3,094 (0)	御岳周辺の特異な地形、地質を保護する。
	犬ヶ岳林木遺伝資源保存林 〔福岡県豊前市〕	63 (19)	ブナ、ミズナラ等の遺伝資源を保護する。
	西表島森林生態系保護地域 〔沖縄県八重山郡竹富町〕	20,473 (8,886)	西表島の原生的な森林生態系を保護する。
合計 11箇所		26,170 (11,156)	

注1：( ) 書は、保護林の面積のうち、平成23年度に設定又は変更した面積である。

注2：御岳特定地理等保護林の(0)は、保護林の再編により、名称を変更したため、面積の変更がないものを示す。

表－１２ 保護林の現況

(単位：箇所、千ha)

保護林の種類	目的	箇所数	面積
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存	29	650
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存	12	35
林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存	324	9
植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存	369	157
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護	38	22
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護	33	37
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存	38	4
合計		843	915

注：平成24年4月1日現在の数値である。

### 事例 西表島森林生態系保護地域の拡充

九州森林管理局では、平成3年に設定した西表島森林生態系保護地域について、世界自然遺産への推薦も視野に、マングローブ林や亜熱帯林等多様な森林生態系を包括的に保護できるよう区域の拡張案を作成し、有識者による設定委員会を開催した上で、同地域の拡充を行いました。

拡充後の森林生態系保護地域においては、地域住民に過度の支障がなく、日常的な自然利用の場所も確保する観点から、特に集落近くでの山菜採りや、特定の場所でのイノシシ猟についても、保全利用地区の一部ではルールを定めて認めていくことにしました。

(九州森林管理局)



場 所：沖縄県八重山郡竹富町 西表国有林ほか  
説 明：写真は、西表島森林生態系保護地域の風景（上）と、西表島森林生態系保護地域内のマングローブ林の様子（下）です。

## ② 「緑の回廊」の整備の推進

国有林野事業では、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群<sup>注)</sup>の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、「保護林」(75ページ参照)を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定しています。

「緑の回廊」においては、人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施業を行っています。また、森林の状態と野生動植物の生息・生育実態の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施しています。

国有林だけでは「緑の回廊」としての幅が確保できない場合などは、必要に応じて隣接する民有林へも協力を依頼しながら、「緑の回廊」を設定するよう努めています。

**事例 「緑の回廊」における野生動植物のモニタリング調査**

東北森林管理局では、管内に総延長920kmにおよぶ5つの緑の回廊を設定し、野生動植物の移動経路の連続性を確保することで、東北地方に生息・生育するツキノワグマやニホンカモシカ等の大型哺乳類をはじめとする多数の野生動植物の保護・保全に取り組んでいます。

平成23年度には、「奥羽山脈緑の回廊」において独立行政法人森林総合研究所東北支所と連携し、森林内を24時間監視が可能なビデオカメラを設置し、よりきめ細かな野生動物のモニタリング調査を実施しました。

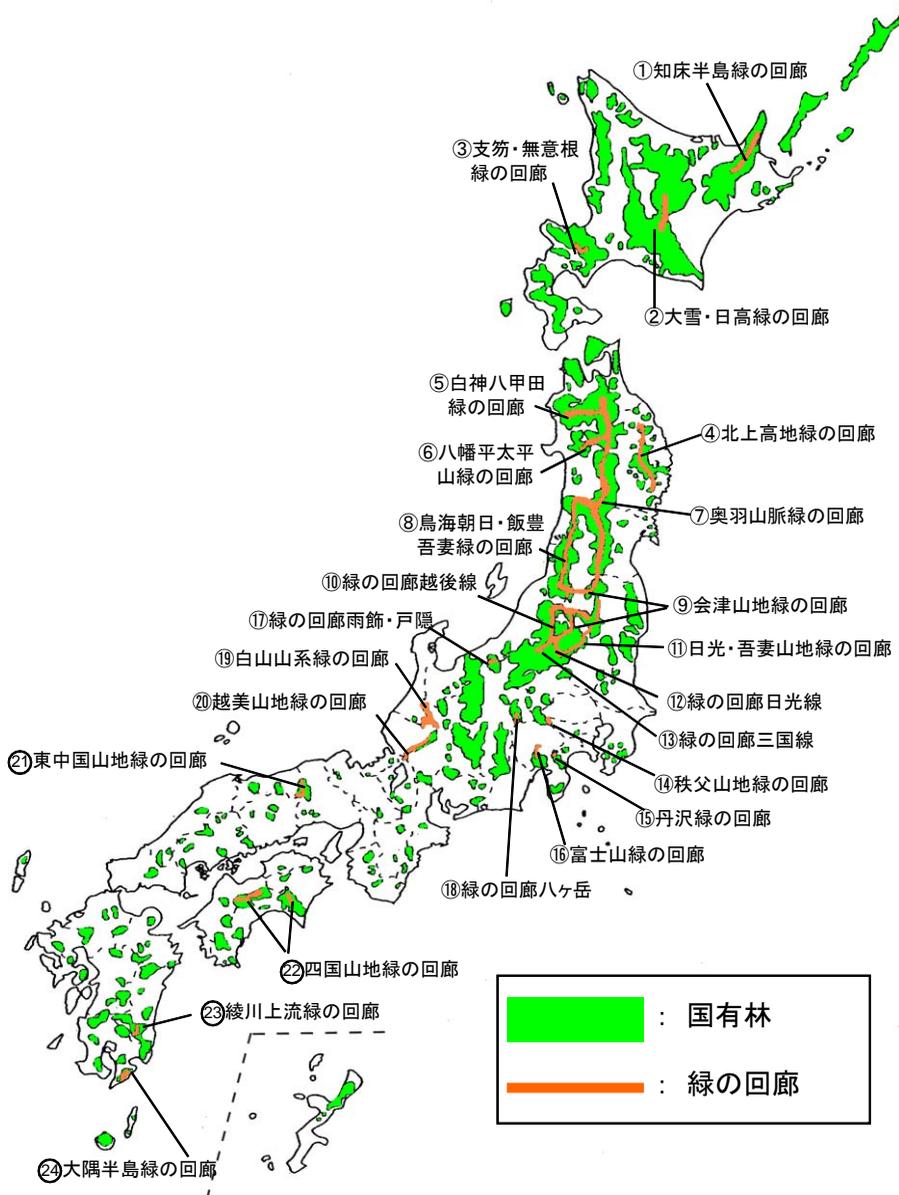
また、野生動植物の生息・生育環境や移動経路の確保等を目的に、人工林を針広混交林等に誘導するための森林整備（抜き伐り）を実施しました。

（東北森林管理局 岩手北部森林管理署ほか）



場 所：岩手県八幡平市 はちまんたい 安比岳国有林 あっぴだけ  
 説 明：写真は、モニタリング調査における監視カメラ（上）と、撮影されたニホンカモシカの様子（下）（（独）森林総合研究所提供）です。

図一 3 緑の回廊位置図（平成24年4月1日現在）



表－1 3 緑の回廊の現況

	名 称	面積 (千ha)	延長 (km)	場 所 等
1	知床半島緑の回廊	12	36	北海道斜里郡斜里町、目梨郡羅臼町ほか
2	大雪・日高緑の回廊	17	57	北海道空知郡南富良野町、川上郡新得町
3	支笏・無意根緑の回廊	7	30	北海道札幌市、虻田郡京極町ほか
4	北上高地緑の回廊	27	150	岩手県久慈市、大船渡市ほか
5	百神八甲田緑の回廊	22	50	青森県中津軽郡西目屋村、秋田県大館市ほか
6	八幡平太平洋緑の回廊	11	60	秋田県秋田市、仙北市、北秋田市、鹿角市
7	奥羽山脈緑の回廊	73	400	青森県平川市、秋田県仙北市、山形県最上郡金山町ほか
8	鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊	64	260	秋田県湯沢市、山形県米沢市、福島県福島市ほか
9	会津山地緑の回廊	105	100	福島県大沼郡昭和村ほか
10	緑の回廊越後線	16	70	福島県大沼郡金山町、新潟県魚沼市ほか
11	日光・吾妻山地緑の回廊	97	180	福島県岩瀬郡天栄村、栃木県日光市ほか
12	緑の回廊日光線	11	38	栃木県日光市ほか
13	緑の回廊三国線	13	52	群馬県利根郡みなかみ町、新潟県南魚沼郡湯沢町ほか
14	秩父山地緑の回廊	6	44	埼玉県秩父市
15	丹沢緑の回廊	4	43	神奈川県足柄上郡 山北町ほか
16	富士山緑の回廊	2	24	静岡県富士宮市ほか
17	緑の回廊雨飾・戸隠	4	17	長野県北安曇郡小谷村、長野市ほか
18	緑の回廊八ヶ岳	6	21	長野県茅野市ほか
19	白山山系緑の回廊	43	70	富山県南砺市、岐阜県大野郡白川村、石川県金沢市、福井県大野市ほか
20	越美山地緑の回廊	24	66	福井県南条郡 南越前町、大野市、滋賀県長浜市、岐阜県本巣市、揖斐郡揖斐川町ほか
21	東中国山地緑の回廊	6	42	兵庫県美方郡新温泉町、鳥取県鳥取市ほか
22	四国山地緑の回廊	18	128	石鎚山地区（愛媛県、高知県）及び剣山地区（高知県、徳島県）
23	綾川上流緑の回廊	2	5	宮崎県東諸県郡 綾町、国富町、小林市
24	大隅半島緑の回廊	1	22	鹿児島県肝属郡肝付町、錦江町ほか
合 計 24箇所		592		

注：1 面積、延長、場所等は、平成24年4月1日現在のデータである。

2 国有林「緑の回廊」の面積を記載。

3 計の不一致は、四捨五入による。

### ③ 野生動植物の保護管理の推進

国有林野内に生息・生育する貴重な野生動植物の保護を進めるための対策を実施し、生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備等を進めています。

平成23年度には、クマタカやヤツガタケトウヒ、ゴイシツバメシジミ等の貴重な野生動植物の保護・保全活動を関係機関と連携して実施しました。

また、ニホンジカによる高山植物の被害対策として、地方自治体や地元ボランティア等と連携した取組(69ページ参照)を実施しました。

表－14 貴重な野生動植物の生息・生育環境の調査等の事例（平成23年度）

対 象	概 要
クマタカ (東北森林管理局)	国内希少野生動植物種であるクマタカについて、営巣木、繁殖動向及び営巣地周辺の生息環境を調査し、希少猛禽類と森林施業との共存策の検討を実施。
ヤツガタケトウヒ (中部森林管理局)	絶滅危惧種であるヤツガタケトウヒについて、稚樹の発生・成長促進を図るため、更新環境、更新状況の調査を行うとともに、母樹育成のための林分改良作業を実施。
トガサワラ (四国森林管理局)	絶滅危惧種であるトガサワラについて、現況調査を把握するための基礎調査及び森林調査を実施し、植生の維持・回復手法の検討を実施。
ゴイシツバメシジミ (九州森林管理局)	国内希少野生動植物種であるゴイシツバメシジミについて、生息状況調査や食草であるシンランの挿し木繁殖手法及び実生苗の移植繁殖手法の検討、自然復帰のための移植対象木調査等を実施。

注：1 国内希少野生動植物種とは、日本国内に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」で指定されている種である。

2 絶滅危惧種とは、環境省がまとめた日本の絶滅のおそれのある野生動物種のリスト（レッドリスト）において、絶滅のおそれのある種として選定されている種である。

## 事例 希少野生動物に配慮した森林施業の確立等の取組

長崎森林管理署では、ツシマヤマネコの保護及び増殖のため、生息環境に配慮した森林施業の確立に取り組んできました。

平成23年度は、ツシマヤマネコの生息環境を改善するために人工林の間伐や枝落とし等の施業を行ったほか水飲み場の設置や定期的な巡視等を行い、生息環境の保全や把握に努めました。

(九州森林管理局 長崎森林管理署)



場 所：長崎県対馬市 <sup>つしま</sup> クルス国有林  
場 説 明：写真は、枝落としをした林分の様子（上）と、水飲み場で水を飲むツシマヤマネコの様子（下）です。

## 事例 ケショウヤナギの生育適地の確保に向けた取組

中部森林管理局では、林木遺伝資源保存林内でのケショウヤナギ(長野県版レッドリスト準絶滅危惧種)が、周囲を護岸に囲まれ、新たなかく乱が生じないために更新が危ぶまれる状況にあったことから、平成22年度に本種の生育分布について調査しました。この結果、同保存林外の川沿いに面的にまとまった群落<sup>ほんらんげん</sup>が形成されていることが分かりました。

これを受け、同局ではケショウヤナギの継続的な更新と生育環境を保全するため、必要な施業等の管理方針について、平成23年度に現地検討会を開催し、更新が可能な氾濫原<sup>ほんらんげん</sup>を含んだ区域を新たに「上高地ケショウヤナギ植物群落保護林」として設定しました。

(中部森林管理局)



場 所：長野県松本市 <sup>かみこうち</sup> 上高地国有林  
 説 明：写真は、既存の林木遺伝資源保存林（左上）と新たに設定した植物群落保護林（右上）と、現地検討会の様子（下）です。

- ④ 地域やNPO等との連携による保護活動の推進  
 地域住民や環境保護に関心が高いNPO等の皆さんと協力しながら国有林野内における貴重な野生動植物の保護や自然環境の保全を進めていくため、高山植物の盗採掘の防止や希少野生動植物の生息・生育環境の保全のための巡視を委嘱するとともに、意見交換等を行っています。

表－15 巡視等の委嘱事例（平成23年度）

委嘱相手	延べ委嘱数 (人日)	主な活動内容
日本山岳協会熊本支部 (九州森林管理局)	40	ゴミの不法投棄の防止、森林火災の防止等の森林保全管理や国有林野における異常その他特別な状況が認められた場合の報告等
吉松自然を考える会 (九州森林管理局)	6	ゴミの不法投棄の防止、森林火災の防止、高山植物等の盗掘・損傷の防止等

表－16 意見交換等の事例（平成23年度）

地 域	内 容
京都府京都市(高台寺山国有林等) (近畿中国森林管理局)	世界文化遺産「古都京都の文化財」の背景として重要な役割を果たしている京都市の高台寺山国有林等について、地元関係者、有識者等と連携し、景観と防災に配慮した森林育成等についての意見交換を実施。
宮崎県都城市(霧島国有林) (九州森林管理局)	宮崎県の霧島地域に生息しているヤイロチョウ(絶滅危惧IB類)の繁殖環境保護のため、繁殖期間における利用者の立ち入り制限について日本野鳥の会宮崎県支部や地方自治体等と意見交換を実施。

### 事例 「富士山」の世界文化遺産の登録に向けた取組

平成24年1月、政府は、「富士山」の世界文化遺産登録に向けて推薦書をユネスコ世界遺産センターに提出しました。「富士山」の世界文化遺産候補地を構成する資産のうち、標高1,500m以上の山域部分の約3分の1が国有林野であり、林野庁は、世界文化遺産としては初めて、共同推薦省庁となっています。

静岡森林管理署及び山梨森林管理事務所では、保護林の保全管理や景観にも配慮した除伐、グリーンサポートスタッフ等による巡視や登山者へのマナー啓発など、「富士山」の世界文化遺産登録に向けた取組を推進しました。

(関東森林管理局 静岡森林管理署、山梨森林管理事務所)



場 所：静岡県富士宮市 富士山国有林ほか  
説 明：写真は、静岡県裾野市赤木塚国有林から撮影した富士山の全景（左）、スカイライン沿線における景観に配慮した除伐後の様子（右上）、グリーンサポートスタッフによる巡視・マナー普及活動（右下）の様子です。

## ⑤ 環境行政との連携

国有林野の優れた自然環境を保全管理するため、貴重な野生動植物の保護（83ページ参照）や「自然再生事業」の実施及び「生態系維持回復事業計画<sup>注）</sup>」の策定に向けて、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行い、関係機関と連携して取組を進めています。

また、森林管理局が主催する森林生態系保護地域設定委員会等の各種検討会に環境行政関係者の参加を求めるとともに、「地域管理経営計画」等の策定に先立つ連絡調整も行っています。

表－17 環境行政関係者との連絡会議の開催事例

名 称	森林管理局	環境行政関係	主な内容
北海道地方連絡会議	北海道	北海道地方環境事務所 ほか	森林保全管理事業の実施、森林・林業再生プランの実施、希少野生動植物保護・増殖の取組、国立公園の保全整備、生態系維持回復事業の共同策定、特定外来生物対策の実施、知床自然遺産地域の保護管理等についての情報・意見の交換
東北地方連絡会議	東 北	東北地方環境事務所	森林・林業再生プランの実施、朝日庄内プロジェクト、緑の回廊のレビューの実施、スノーモービルの乗入れ問題への対応、国立公園や世界自然遺産の保護管理等についての情報・意見の交換
関東地方連絡会議	関 東	東北地方環境事務所 関東地方環境事務所 ほか	赤谷の森管理経営計画書、保護林の設定に向けた調査、クマ・シカ生息環境等整備事業、生態系維持回復事業の共同策定等についての情報・意見の交換
中部地方連絡会議	中 部	関東地方環境事務所 中部地方環境事務所 ほか	野生鳥獣及び高山植物等の保護対策、国立公園計画、国立公園内の施設整備、生態系維持回復事業の共同策定等についての情報・意見の交換
近畿中国、四国地方連絡会議	近畿中国 四 国	中部地方環境事務所 近畿地方環境事務所 中国四国地方環境事務所 ほか	地域管理経営計画等に関する自然公園関係の協議、生態系維持回復事業の共同策定、保護林の拡充及び保全検討のための調査、森林生物遺伝資源の管理・利用のための調査、グリーンワーカー事業、大台ヶ原自然再生推進計画等についての情報・意見の交換
九州地方連絡会議	九 州	九州地方環境事務所	保護林の現状、森林生態系保護地域での事業実施、世界自然遺産保全対策の実施、国立公園計画、国立公園内での事業実施、生態系維持回復事業の共同策定等についての情報・意見の交換

### 事例 「釧路湿原自然再生協議会」の<sup>らいべつ</sup>雷別地区自然再生事業の取組

平成15年1月に「自然再生推進法」が施行されたことを受け、同年11月に「釧路湿原自然再生協議会」が設立されました。協議会は、地域住民や市民団体、道、国など多様な主体によって構成され、合意形成を図りながら自然再生事業に取り組んでいます。

釧路湿原東部のシラルトロエトロ川上流に位置し、湿原等の保全に重要な役割を果たす雷別地区国有林は、トドマツ人工林の一部が平成12年の気象害で枯死した箇所があります。釧路湿原森林環境保全ふれあいセンターでは、協議会の一員として「雷別地区自然再生事業実施計画」を作成し、当該箇所の郷土樹種による森林再生に取り組んでいます。

平成23年度は、市民参加による苗木づくり、ボランティア団体等による広葉樹植樹の支援、情報発信・普及啓発等に取り組みました。

(北海道森林管理局 釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター)



場 所：北海道釧路市 雷別地区国有林  
 説 明：写真は、広葉樹の苗木の植栽（左上）、落ちてくるハルニレの種を採取している様子（右上）、植物観察（下）の様子です。